

「釜ヶ崎」が消える

愛隣地区と改名

ドヤ街も実態調査

「釜ヶ崎」という名をなくそう」十五日開かれた大阪府公安委員会と、府、市、府警の西成対策三者連絡会議で同じ決議がだされた。新しい呼び名はそれぞれ「愛隣地区」「あいりん地区」となっているが、趣旨はいずれも、釜ヶ崎という呼び名が持つ暗いイメージをなくし、特殊地域という観念を捨てようとしている。これと同時に公安委員会は府警本部に対策委員会を置くことを決め、警察官の動員体制を根本的に変えるなどきびしい検挙主義で取り締まりにのぞむことになった。

西成対策三者連絡会議は十五日午後二時か

ら大阪市東区コクサイホテルで、山本茂大阪

府労働部長、土谷正喜代府警訪犯部長、関重夫市民生局長らが出席して開かれた。

同協会の説明によると釜ヶ崎という地名は郷土史のたかで明治時代に大字名としてでてくるが、いまの地区とは無関係。地元の人たちが、いつのまにか府道平野一尾崎線と南海本線、南海天王寺線にかこまれたデルタ地帯をこう呼ぶようになった。

あいりん地区は東四条一―三丁目、東入船西入船、甲岸、海道、東萩、曳船、東田、今池、東今船、山王一―四丁目の十七町をさすことにしている。またことし中には東京の山谷も町名地番の変更で姿を消すことになっており、これで東、西のスラム街の名前が改まることになる。

同協議会はこのほか①投石の原因になる国鉄関西線、南海阪堺線の軌道内の玉じやりをなくしてコンクリートにすることを要望②たばこの密売や酒の密造に対して専売公社、国税局に取り締まりを望む③厚生省や建設省を

どが近く現地で会合して血のかよった政策をとるよう働きかける④今月下旬をメドに三者でドヤ街の実態調査をする調査班をつくることなどを決めた。

同日開かれた大阪府公安委員会は府警本部内に「愛隣地区治安対策委員会」を置くことを決めた。同委員会は養老本部長を委員長、松元警備、土谷防犯、門司警務各部長を副委員長、関係各部課長を委員にする。さらに専門部会をつくり警察独自の立場で同地区の治安維持について検討する。同委員会発足と同時にこれまで使っていた「釜ヶ崎」という名称をやめ「愛隣地区」と改めるが、特殊地域という観念を捨てて検挙主義で環境浄化にあたる。

愛隣地区は山王地区と萩之茶屋地区にわけらるが、こんどの騒動があった萩之茶屋地区（東入船、西入船、海道、甲岸、東萩、東四条、東田、今池、曳船各町）には簡易旅館二百六十九軒、労働者一万五千人が住んでおり、ヤ

ミ手配師や暴力団などがはびこっているので、徹底的に取り締まる。（六・一六・朝）

労働者百人あばれる

「雇用状件違う」と車こわす

十八日午前六時四十分頃大阪市西成区東四条三の一〇、四乗ロータリーかどの就労あつせん所前で駐車していた住吉区芝谷町三の六上建業 高運さん（三七）所有のライトバンを労働者約百人が取り囲み「きのりの雇用状件が違っていた」と騒ぎ出した。労働者たちは「ひっくり返して火をつけろ」と叫びながら車のバックミラーをこわし、タイヤの空気を抜くなどの乱暴をしだしたが、西成署員約四十名がかけつけ住所不定、日雇い、梅原△△を器物損壊現行犯で逮捕、騒ぎはまもなくおさまった。（六・一八夕）

先月起こった第二次釜ヶ崎騒動の逮捕者に二十二日朝、大阪地裁でさびしい実刑判決がでた。

同日午前十時から同地裁判事二十三部で滋賀県神崎郡水源寺町生まれ、住所不定、労働者前科一犯速△△夫（三九）の公務執行妨害判決公判が開かれ、岡野重信裁判官は懲役四月（求刑同六月）を言いわたした。速△はさる五月二八日の騒動第一夜に見物に行き、警官に三日目の警棒で頭をなぐられたハライセに三十日午後十時ころ酒をのんで大阪市西成区東入船町三七の路上で警戒中の大阪府警兩署古林満夫巡査（四〇）に木のゴミ箱のフタを投げつけた。

速△は三十八年五月から愛隣地区に住み、日当千二百円の労働者として働いていた。六月九日起訴され、同十七日の初公判で罪を認めためたので、二回目に判決というスピード裁判。同事件の裁判では判決第一号。速△には窃盗の前科があるが、この種の公務執行妨害では

「愛隣」騒動で厳刑

公務妨害男に懲役四月

きびしい判決である。

労務者に暖かく

西成の業者に要望

大阪市民生局は二十一日夜の愛隣地区騒動がまたパチンコ店でのトラブルが原因となつたため、近く商店街やパチンコ、飲食業者代表に「労務者の接遇は人間味をもつて慎集にしてほしい」と要望することにした。同局は去る三月十五日、五月二十八日、それにこんどの事件と相づく騒ぎが業者と労務者とのいざさこざから起こっており市や府、府警などお役所が対策をたてても地元の協力が無い限り再発防止は不可能だとみている。

またこんどの対策を進めるうえにも、業者の協力と理解がなければ、明るい「愛隣地区」建設は無理だと考え、この点を業者に強く伝える。

一方、月末には府と合同で同地区の労務者がどのよう働き、どう遊び、どんな希望を

もっているのかを知るため、あらためて生活実態調査を行ない、スラム改善の資料にする。

(本稿の資料は、すべて当時の読売新聞の記事を引用した。今号には、「釜ヶ崎」が「あいりん」と変えられた経過の中で出てきた問題点などを、府、市各議会議事録等で明らかにするつもりであったが、その内容は次々号にゆずることにする。)